4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract: Ito Tetsuya, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : The complete set of computer system.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　28 September 2023.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。
令和５年８月８日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　山本　　巧
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道103号　青ぶな山トンネル（子ノ口側）工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　青森県十和田市大字奥瀬　地内
⑷　工事内容　青ぶな山トンネル本坑：Ｌ＝2,258m　トンネル（ＮＡＴＭ）Ｌ＝2,258m、坑門工　１式、トンネル仮設備工　１式　青ぶな山トンネル避難坑：Ｌ＝156m　トンネル（小断面ＮＡＴＭ）Ｌ＝156m、トンネル仮設備工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年９月10日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約29,500㎥、Ｈ型鋼　約920ｔ　ロックボルト　約580ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、下記２⑿により一次選抜者となった者以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶①―１～７、②―１～３、③、④に定める書面及び別記様式15）（以下「確認資料（一次審査）」という。）をもって審査し、一次審査選抜者に対し競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶⑤に定める技術提案書）（以下「確認資料（二次審査）」という。）の提出を求める簡易確認型※による試行工事である。
※簡易確認型とは、一次審査において簡易技術資料（別記様式15）で評価するものである。
②　本工事は、技術提案の指定項目において、品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
④　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。
⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑧　本工事は、「表層目視判定」「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。
⑨　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑩　本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年３月14日まで　なお、低入札価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
⑪　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑫　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。
ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。
⑬　本工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用にあたっては、見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）については、技術提案等の採否の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。
⑭　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
⑮　本工事は、週休２日を推進するため、４週８休以上の現場閉所を実施する試行工事である。
⑯　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
⑰　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。
⑱　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。
⑲　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
㉑　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。